

令和7年度森の力再生事業費補助金標準単価表

(令和7年4月1日以降に補助金交付申請(令和6年度中の事前審査申請含む)する事業に適用)

静岡県

標準単価表について

- 1 補助額の上限である標準経費を算出するために必要な単価を、標準単価として定め、標準単価表としてまとめる。
- 2 この標準単価表は森の力再生事業費補助金交付要綱に基づく令和7年4月1日以降に補助金交付申請(令和6年度中の事前審査申請含む)する事業に適用する。
- 3 標準単価は、間接経費(※)を含んでいる。
 ※間接経費とは、共通仮設費(運搬費、準備費、安全費等)、現場監督費(労務管理費、安全訓練費、事務用品費等)及び社会保険料等をいう。
- 4 標準単価により難しい内容については、森の力再生事業実施要領第7(3)イに基づき、県が別途、個別積算する。

1 環境伐

- ・実施要領第4(1)エ(ア)環境伐及び第4(1)エ(ウ)伐採木等流出防止処理に適用する。
- ・伐採木等流出防止処理(次の作業内容②枝払、③玉切、④片付)を含む。
- ・作業内容については以下のとおりとする。
 - ①伐倒:列状、群状及び単木的に伐倒する作業(伐倒木を地面に引き落とす作業を含む)、及び伐根に管理番号を付ける作業
 - ②枝払:伐倒木の幹が地面に着く程度に枝を除去する作業
 - ③玉切:林内における小運搬が可能な長さに伐採する作業
 - ④片付:枝払い及び玉切を施した伐採木を等高線とおおむね平行に並べ、転落、流出しないように固定する簡易な安定化処理(材を20m程度移動させる作業を含む)又は枝払等により発生した枝条を広葉樹等の天然更新を促進するために環境伐施行区域へ移動させる除去処理
- ・林分の標準的な傾斜及び平均胸高直径に応じた区分により適用する。

1-1 環境伐(通常)

【単位:円/本】

| 林分の標準的な傾斜 | 直径20cm未満単価 | 直径20以上25cm未満単価 | 直径25以上30cm未満単価 | 直径30cm以上単価 | 備考 |
|--------------|------------|----------------|----------------|------------|-----------------------------|
| 傾斜35度以上 | 530 | 670 | 760 | 880 | 伐倒、枝払、玉切、片付、 管理番号、諸雑費を含む |
| 傾斜20度以上35度未満 | 500 | 630 | 720 | 830 | |
| 傾斜15度以上20度未満 | 480 | 610 | 680 | 790 | |
| 傾斜15度未満 | 380 | 480 | 540 | 630 | |

1-2 環境伐(雇用対策)

【単位:円/本】

| 林分の標準的な傾斜 | 直径20cm未満単価 | 直径20以上25cm未満単価 | 直径25以上30cm未満単価 | 直径30cm以上単価 | 備考 |
|--------------|------------|----------------|----------------|------------|-----------------------------|
| 傾斜35度以上 | 540 | 680 | 770 | 890 | 伐倒、枝払、玉切、片付、 管理番号、諸雑費を含む |
| 傾斜20度以上35度未満 | 510 | 640 | 730 | 850 | |
| 傾斜15度以上20度未満 | 490 | 620 | 690 | 800 | |
| 傾斜15度未満 | 390 | 490 | 550 | 640 | |

(注)過去に森林整備事業に従事したことがない者を新たに雇用し、作業を行う場合に適用する。

2 倒木等処理

- ・実施要領第4(1)エ(イ)及び第4(2)ウ(イ)の倒木等処理に適用する。
- ・伐採木等流出防止処理(標準単価1環境伐 参照)を含む。
- ・単価算出にあたり、被害率及び補正係数を適用する。
採用単価=100%相当単価×被害率×補正係数(1+K)
- ・立木の被害率により単価を調整する。(例:施工地内の立木のうち80%に倒木等発生=被害率0.8)
- ・現地の作業条件に応じ20%を上限として補正することができる。(補正係数 $0 \leq K \leq 0.2$)

2-1 倒木等処理

【単位:円/ha】

| 被害前のha当たり立木材積 | 被害率100%相当単価 | 単 価 | 備 考 |
|--------------------------|-------------|-----------|---------------------|
| 30~50m ³ 未満 | 768,000 | 被害率を乗じて積算 | 伐倒整理、玉切、林内集積、諸雑費を含む |
| 50~100m ³ 未満 | 1,443,000 | 同 上 | 同 上 |
| 100~150m ³ 未満 | 2,402,000 | 同 上 | 同 上 |
| 150~200m ³ 未満 | 3,360,000 | 同 上 | 同 上 |
| 200~250m ³ 未満 | 3,770,000 | 同 上 | 同 上 |
| 250~300m ³ 未満 | 3,913,000 | 同 上 | 同 上 |
| 300m ³ ~ | 4,231,000 | 同 上 | 同 上 |

2-2 倒木等処理(雇用対策)

【単位:円/ha】

| 被害前のha当たり立木材積 | 被害率100%相当単価 | 単 価 | 備 考 |
|--------------------------|-------------|-----------|---------------------|
| 30~50m ³ 未満 | 798,000 | 被害率を乗じて積算 | 伐倒整理、玉切、林内集積、諸雑費を含む |
| 50~100m ³ 未満 | 1,499,000 | 同 上 | 同 上 |
| 100~150m ³ 未満 | 2,495,000 | 同 上 | 同 上 |
| 150~200m ³ 未満 | 3,491,000 | 同 上 | 同 上 |
| 200~250m ³ 未満 | 3,938,000 | 同 上 | 同 上 |
| 250~300m ³ 未満 | 4,118,000 | 同 上 | 同 上 |
| 300m ³ ~ | 4,474,000 | 同 上 | 同 上 |

(注)過去に森林整備事業に従事したことがない者を新たに雇用し、作業を行う場合に適用する。

3 整理伐

- ・実施要領第4(2)ウ(ア)整理伐及び第4(2)ウ(ウ)伐採木等流出防止処理に適用する。
- ・伐採木等流出防止処理(標準単価1環境伐 参照)を含む。ただし、竹林伐採においては、片付に含まれる材の移動作業を100m程度までとする。

広葉樹林伐採

- ・広葉樹林伐採については、樹種により作業条件が異なることから、個別積算するものとする。

3-1 広葉樹林伐採

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|--------|------|-----|
| 広葉樹林伐採 | 個別積算 | |

竹林伐採

- ・単価算出にあたり、伐採率及び補正係数を適用する。
採用単価＝皆伐単価×伐採率×補正係数(1+K₁-K₂)
- ・皆伐を原則とするが、整備後の適正管理を条件に非皆伐とする場合は、皆伐単価に伐採率を乗じる。(例:80%伐採→伐採率0.8)
- ・傾斜が30度以上の場合は5%を上限として補正することができるものとする。(補正係数 0≤K₁≤0.05)
- ・施工地に既設道路が隣接している場合は-5%の補正を行う。(補正係数 K₂=0.05)
- ・竹林の枯殺処理を行う場合は、その費用を「その他知事が認める作業」として個別積算し、計上する。

3-2 竹林皆伐

【単位:円/ha】

| ha当たり伐採本数 | 皆 伐 単 価 | 備 考 |
|------------------|-----------|-----|
| 15,000本～ | 5,595,000 | |
| 10,000～15,000本未満 | 3,730,000 | |
| 10,000本未満 | 2,611,000 | |

3-3 竹林皆伐(雇用対策)

【単位:円/ha】

| ha当たり伐採本数 | 皆 伐 単 価 | 備 考 |
|------------------|-----------|-----|
| 15,000本～ | 5,725,000 | |
| 10,000～15,000本未満 | 3,817,000 | |
| 10,000本未満 | 2,671,000 | |

(注)過去に森林整備事業に従事したことがない者を新たに雇用し、作業を行う場合に適用する。

4 広葉樹植栽

- ・実施要領第4(1)エ(エ)及び第4(2)ウ(エ)広葉樹植栽に適用する。
- ・運搬距離が100mを超える場合は別途運搬費を加算することができる。【単位:円/本】

| 規 格 | 植付等単価 | 単 価 | 備 考 |
|--------|-------|------------|-----------|
| 樹高0.5m | 400 | 左記に苗木単価を加算 | 現地流用土客土施工 |
| 樹高1.5m | 1,800 | 〃 | 〃 |

5 簡易木製構造物設置

- ・実施要領第4(1)エ(オ)及び第4(2)ウ(オ)簡易木製構造物設置に適用する。【単位:円/m】

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|----------------|-------|----------------|
| 丸太土留(2本積み丸太筋工) | 2,200 | 加工、小運搬を含む、杭木あり |
| その他の簡易木製構造物 | 個別積算 | |

6 簡易作業路設置

- ・実施要領第4(1)エ(カ)及び第4(2)ウ(カ)簡易作業路設置に適用する。
- ・簡易な路面排水工や部分的な敷砂利等が必要な場合は、その作業が必要な延長分の下記単価について、20%を上限として加算することができる。【単位:円/m】

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|------|-------|-------------|
| 車道開設 | 3,100 | 幅員2.5m以上 |
| 歩道開設 | 700 | |
| 車道改良 | 700 | 車道の路面改良、拡幅等 |
| 歩道改良 | 300 | 歩道の路面改良、拡幅等 |

7 調査計画

- ・実施要領第4(1)エ(キ)及び第4(2)ウ(キ)調査計画に適用する。
- ・簡易周囲測量のほか林分別の面積の確定に必要な測量が必要な場合は別途積算し加算することができる。
- ・県外まで権利者との交渉に行く必要があった場合等、著しく異なる内容である場合は別途積算し加算又は算定することができる。

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|------------|---------|---|
| 権利者の特定 | 3,200 | 調査する登記簿1筆当たりの単価 【単位:円/筆】 ※オンライン申請を標準とする |
| 権利者との交渉 | 43,300 | 権利者1人当たりの単価 【単位:円/人】 |
| 調査計画(測量無し) | 66,300 | 標準地設定、現況調査、整備計画書・実績書作成 【単位:円/ha】 |
| 調査計画(測量有り) | 124,900 | 周囲測量、標準地設定、現況調査、整備計画書・実績書作成 【単位:円/ha】 |

8 獣害防護柵

- ・実施要領第4(1)エ(ア)環境伐及び第4(2)ウ(ア)整理伐に適用する。
- ・シカ等の野生動物による食害が著しく、対象森林においても食害の発生が推測される場合に設置する。

【単位:円/m】

| 規格 | 単価 | 備考 |
|--------------|-------|--|
| ネット柵(柵高1.8m) | 2,500 | 支柱3.0m間隔、ネットの網目6cm以下ステンレス入り又はダイニーマ入り |
| ネット柵(柵高1.8m) | 2,700 | 支柱3.0m間隔、スカートネット一体型ネット、網目6cm以下、地際からH=1.0m以上ステンレス入り |

9 管理用看板作成・設置

- ・実施要領第4(1)エ(キ)b及び第4(2)ウ(キ)b管理用看板の設置に適用する。
- ・原則、すべての施行地で管理用看板を設置するものとする。

【単位:円/基】

| 規格 | 単価 | 備考 |
|------|--------|--------------------------------|
| 管理看板 | 25,200 | 看板の大きさ:50cm×35cm(標準図参照) 運搬費を含む |

10 伐採木の移動作業

- ・標準単価1環境伐等に含まれる伐採木等流出防止処理の『片付』により難しいと判断される作業(材の上下移動や移動距離が20mを超えるもの等)に適用する。
- ・ポータブルモーターウインチ等を使用し、玉切り等を実施した伐採木を、斜面上部や施工地内外の安全な場所へ移動させる作業とする。
- ・環境伐等の単価に加算して計上するものとする。

| 立木の規格 | 単価 | 備考 |
|--------------------|-------|-----------------|
| 1本あたり(直径20cm未満) | 570 | 機械損料含む 【単位:円/本】 |
| 1本あたり(直径20~25cm未満) | 1,340 | 〃 【単位:円/本】 |
| 1本あたり(直径25~30cm未満) | 1,800 | 〃 【単位:円/本】 |
| 1本あたり(直径30cm以上) | 2,340 | 〃 【単位:円/本】 |
| 1m3あたり | 3,500 | 〃 【単位:円/m3】 |

11 その他知事が認める作業

| 規格 | 単価 | 備考 |
|-------------|------|----|
| その他知事が認める作業 | 個別積算 | |

参考資料

- 1 参考単価は、その他知事が認める作業及び標準単価による積算により難しい場合の個別積算の参考とする。
- 2 参考単価は、間接経費を含んでいる。

(参考1) 簡易路面排水工

【単位:円/m】

| 名 称 | 単 価 | 備 考 |
|---------|-------|----------|
| 簡易路面排水工 | 1,600 | 現地発生材等使用 |

(参考2) 竹林追加整備

・竹林の皆伐又は間伐を行った翌年度に実施する追加整備の参考とする。 【単位:円/ha】

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|--------|---------|-----------------|
| 竹林追加整備 | 248,000 | 刈払機や鎌等を使用した1回刈り |

(参考3) 簡易周囲測量

・分割測量が必要な場合など、調査計画の内容が標準単価による積算により難しい場合の参考とする。 【単位:円/km】

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|--------|--------|-----|
| 簡易周囲測量 | 92,500 | |

(参考4) 獣害防護柵

・シカ等の生息密度や地域の過去の実績等から、ネット柵では強度不足と判断される場合の参考とする。 【単位:円/m】

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|-------------|-------|----------------------|
| 金網柵(柵高1.8m) | 5,300 | 緩傾斜地に設置可能、支柱間隔4.0m以下 |

(参考5) PR用看板作成・設置

・PR用看板は、周辺に県民の通行が見込まれる施行地において、管理用看板の代わりに設置する。
 ・「PR用看板(小)」を標準の規格とする。なお、主要公共施設等の周辺であって、歩行者が足を止めやすく、より一層のPR効果が期待できる場合は、「PR用看板(中)」又は「〃(大)」を使用できる。 【単位:円/基】

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|----------|---------|----------------------------------|
| PR用看板(小) | 211,400 | 看板の大きさ:100cm×70cm (標準図参照) 運搬費を除く |
| PR用看板(中) | 264,700 | 看板の大きさ:150cm×100cm (標準図参照) // |
| PR用看板(大) | 297,200 | 看板の大きさ:180cm×120cm (標準図参照) // |

(参考6) PR用看板運搬費

【単位:円/基】

| 運搬距離 | 単価 | 運搬距離 | 単価 |
|---------------|--------|---------------|--------|
| 20km以下 | 4,500 | 50kmを超え60km以下 | 15,500 |
| 20kmを超え30km以下 | 6,400 | 60kmを超え70km以下 | 18,200 |
| 30kmを超え40km以下 | 9,100 | 70kmを超え80km以下 | 21,000 |
| 40kmを超え50km以下 | 11,800 | 80kmを超え90km以下 | 24,600 |
| | | 90kmを超える | 27,400 |

(参考7) 実績報告書作成

・調査計画の実績報告書の作成のみ行う場合に参考にする。

【単位:円/ha】

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|---------|-------|-----|
| 実績報告書作成 | 9,100 | |

(参考8) 調査用歩道設置

・調査計画時、調査用歩道を設置する場合に参考にする。

【単位:円/m】

| 規 格 | 単 価 | 備 考 |
|---------|-----|-----|
| 調査用歩道設置 | 700 | |

間接経費の主要内容

| | | |
|-------|-------|---------------------------------------|
| 共通仮設費 | 運搬費 | 事業の実行に必要な機械器具、車両等の運搬及び現場内における移動に要する費用 |
| | 準備費 | 事業の実行に必要な準備及び後片付け等に要する費用 |
| | 安全費 | 安全衛生管理及び安全対策等に要する費用 |
| | 技術管理費 | 出来高管理等に要する費用 |
| | 営繕費 | 労働者の輸送等に要する費用 |

| | | |
|-------|-------------|--|
| 現場監督費 | 労務管理費 | 現場労働者に係る賃金以外の通勤等に要する費用 |
| | 安全訓練等に要する費用 | 現場労働者の安全・衛生管理(安全訓練、安全教育、災害対策訓練等)に要する費用 |
| | 保険料 | 自動車保険、労働災害総合保険、火災保険その他の損害保険の保険料 |
| | 従業員給料手当 | 現場労働者を管理・監督する者等の給料、諸手当(危険手当、通勤手当等)及び賞与 |
| | 事務用品費 | 事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費 |
| | 通信交通費 | 通信費、交通費及び旅費 |

| | |
|--------|---------------|
| 社会保険料等 | 労災保険 |
| | 雇用保険 |
| | 健康保険 |
| | 厚生年金及び退職金共済制度 |